

納税貯蓄組合補助金等交付基準(平成28年度)

千葉市	平成21年度より廃止
銚子市	平成20年度より廃止
市川市	平成11年度より廃止
船橋市	平成22年度より廃止
館山市	平成14年度より廃止
木更津市	平成13年度より廃止
松戸市	平成11年度より廃止
野田市	事務費の実費額を範囲として補助金を交付する。
	事務費の項目…賃金、旅費、食料費、印刷費、賃借料、光熱水費、備品費、消耗品費
茂原市	平成18年度より廃止
成田市	平成20年度より廃止
佐倉市	平成13年度より廃止
東金市	基本交付額 1組合につき18,000円(組合員10人以上の組合を対象) 納付件数割交付額 ①納期内納付1件につき250円(国保税を除く市税で組合員6人以上の組合を対象) ②納期内納付1件につき250円(国保税については、すべての組合について対象) ※交付基準額を上限とし組合が実際に要した経費を限度とする。
旭市	平成28年度より廃止
習志野市	平成24年度より廃止
柏市	平成22年度より廃止
勝浦市	平成20年度より廃止
市原市	平成21年度より廃止
流山市	平成13年度より廃止
八千代市	平成20年度より廃止
我孫子市	平成21年度より廃止
鴨川市	(旧鴨川市) 平成13年度より廃止 (旧天津小湊町) 平成16年度より廃止

鎌ヶ谷市	平成16年度より廃止
君津市	平成19年度より廃止
富津市	納税貯蓄組合法の規定に準じ、予算の範囲内で組合に対し、納付事務補助金及び口座振替推進費補助金を交付する。 1 補助対象 (1)5世帯以上かつ10人以上の組合であること。 (2)当該年度の市税等の徴収率が98%以上であること。(災害等やむをえない理由があると認められた場合は除く。) 2 納付事務補助金 (1)使用人給料、(2)帳簿書類購入費、(3)事務所使用料、(4)その他欠くことのできな い事務費 3 口座振替推進費補助金
浦安市	浦安市納税貯蓄組合連合会運営費補助金交付要綱第3条に基づく20万円以内の定額補助。 ※ 連合会が行う市民を対象とする納税啓発事業に対して補助を行うもの。
四街道市	平成13年度より廃止
袖ヶ浦市	平成17年度より廃止
八街市	平成18年度より廃止
印西市	平成14年度より廃止
白井市	平成15年度より廃止
富里市	平成22年度より廃止
南房総市	平成18年度より廃止
匝瑳市	平成23年度より廃止
香取市	平成18年度より廃止
山武市	廃止のため、交付していない。
いすみ市	組合が無いため、交付していない。
大網白里市	組合解散のため、交付していない。
酒々井町	平成13年度より廃止

栄町	平成17年度より廃止
神崎町	納期限内に完納した場合 収納金額の1/100を限度に予算の範囲内 年度内に完納した場合 1税目につき1,000円 4,000円を限度 新たに組合を結成したとき 当該組合加入戸数1戸につき500円
多古町	平成17年度より廃止
東庄町	完納報奨金 ①10月末日完納組合及び納期ごと完納組合…前年度収入済額×1.5% ②12月末日完納組合 …前年度収入済額×1.0% ③12月末日をもって完納できない組合 …前年度収入済額×0.3%
九十九里町	事業費補助額 ①基本補助額 1組合につき18,000円 (※10名以上の組合を対象) ②納付件数割補助額 納期限内納付1件につき100円 (※5名以上の組合を対象) ただし、事務費補助額は、組合がその活動に要した事務費の金額を超えることはできない。
芝山町	平成24年度より廃止
横芝光町	平成18年度より廃止
一宮町	平成17年度より廃止
睦沢町	平成18年度より廃止
長生村	平成18年度より廃止
白子町	平成17年度より廃止
長柄町	平成15年度より廃止
長南町	平成17年度より廃止
大多喜町	平成16年度より廃止
御宿町	平成12年度より廃止
鋸南町	組合が無いため、交付していない。